

令和4年度 第2回静岡県環境審議会温泉部会

1 日 時 令和4年11月14日(月) 午後1時30分から2時30分まで

2 場 所 県庁本館4階議会第1委員会室(静岡市葵区追手町9-6)

3 出席者

(1) 委 員 9人

伴委員(部会長)、木村委員、稲葉委員、佐々木委員、
定居委員、杉山委員、手塚委員、原委員、益子委員

(2) 事務局 8人

漆畑生活衛生局長、太田衛生課長、阿部衛生課技監、
井手生活衛生班長、白鳥専門主査、賀茂保健所担当者、
熱海保健所担当者、東部保健所担当者

4 審議の結果

動力装置許可申請について、事務局が第1号議案から第5号議案まで一括説明の後、異議なく一括承認された。

5 会議録

【太田衛生課長】 定刻になりましたので、ただいまから、令和4年度第2回静岡県環境審議会温泉部会を開催いたします。初めに、会議の出席状況について御報告いたします。本日は10名のうち9名の委員の御出席をいただいておりますので、審議会条例第6条第2項の規定により、本温泉部会が成立しておりますことを御報告いたします。

では、議事に先立ちまして、漆畑生活衛生局長よりご挨拶を申し上げます。

【漆畑生活衛生局長】 <挨拶>

【太田衛生課長】 それでは、局長挨拶にもありました通り、8月に委員の改選が行われ、今回の部会から新たに3名の方々にご就任をいただきました。改めてご紹介をさせていただきます。

【太田衛生課長】 まず初めに、一般社団法人伊東温泉協会副理事長であります佐々木信博委員でございます。

【佐々木委員】 よろしく申し上げます。

【太田衛生課長】 続きまして、梅が島温泉旅館組合副組合長であります手塚泰宣委員でございます。

【手塚委員】 よろしく申し上げます。

【太田衛生課長】 続きまして、静岡県温泉協会修善寺支部長であります、原京委員でございます。

【原委員】 よろしく申し上げます。

【太田衛生課長】 その他の委員の皆様におかれましては、前回から引き続きお願いいたしますので改めてのご紹介は省略とさせていただきます。

次に、今回改選でありますことから、部会運営規程第3条により、部会長及び副部会長を互選により選任することとなります。

まず、部会長の選任についてでございます。それでは、御推薦をお願いいたします。

【定居委員】 よろしいでしょうか。部会長をですね、伴卓委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【太田衛生課長】 伴卓委員にお願いしたらいかがでしょうかということでございますが、部会長にと御推薦がありました、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【太田衛生課長】 それでは、伴委員に部会長をお願いいたします。

次に、副部会長の選任についてでございます。それでは、御推薦をお願いいたします。

【杉山委員】 木村浩之委員さんにお願いしたらいかがでしょうか。

【太田衛生課長】 ただいま木村委員を副部会長にとの御推薦がありました、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、木村委員に副部会長をお願いいたします。

それでは、温泉部会運営規程第4条の第1項により、部会長が議長を務めることとなっておりますので、伴部会長は議長席に、木村副部会長は副部会長席に御着席ください。

【太田衛生課長】 以降の議事進行につきましては、議長にお願いをいたしたいと思っております。伴委員、よろしく申し上げます。

では、これから審議をお願いいたしますが、その前に事務局より、毎年実施しております温泉実態調査について事務局から、御報告いたします。

【白鳥衛生課専門主査】 白鳥と申します。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

静岡県の温泉の実態と地域ごとの温泉の状況について説明いたします。お手元の次第、20ページ、資料7-1明記されたグラフが書いてある資料をご覧ください。こちらの資料につきましては、県が毎年2月1日を基準日として行っている温泉実態調査の平成10年から令和3年2月までのデータを取りまとめたものです。

まず、伊豆半島の地域、こちらは、温泉保護地域や準保護地域が主となる地域になりますが、こちらについてですが、総揚湯量については、平成10年以降から減少傾向にあります。平成22年に増加しましたが、平成24年以降、再び減少傾向にあります。近年、利用源泉の数が減少していることが要因と考えられます。次に、平均揚湯量については、変動はありますが、平成10年以降、緩やかな増加傾向にあります。また、平均温度についても安定して推移しています。

次に、伊豆半島以外の一般地域と呼ばれている地域についてですが、源泉数が少ないために、数値の変動が非常に大きくなっております。平成20年までは源泉数の増加により、総揚湯量が増加傾向にありましたが、平成21年以降は安定して推移しています。

次の22ページ目からは、「伊豆半島地域それぞれの市町」及び各温泉地の状況となります。

まず、東伊豆町、河津町、下田市、こちらの1市2町の動きですが、おおむね安定して推移しています。

次に、南伊豆町、松崎町、西伊豆町です。こちらにつきましては、それぞれ自噴井の占める割合が多い地域のため、毎年ばらつきが多くなっていますが、安定して推移しております。

続いて、熱海市・伊東市です。こちらはいずれも安定して推移しています。

次のページを御覧ください。伊豆長岡、古奈、韮山につきましては、温泉地が比較的近いことから、似通った推移をしています。平均揚湯量に変動はありますが、安定して推移しています。

次に、修善寺、湯ヶ島です。こちらは、いずれも平均揚湯量に増加・減少の波がありますが、平均温度、総揚湯量とも安定しております。

最後に、伊豆半島以外の温泉地の状況です。静岡市の梅ヶ島は、自噴井のために年ごとのばらつきが多くなっていますが、平均温度は安定しております。

寸又峽についても、自噴井のため総揚湯量に変動がありますが、平均温度は安定して推移しています。

浜松の館山寺については、対象源泉が少ないため、総揚湯量に変動はありますが、近年、減少傾向にありました。前回の調査から利用源泉の数が変わり、総揚湯量が減少しているグラフとなっておりますが、継続利用されている対象源泉については温度、総揚湯量ともに安定しております。

以上、簡単ではございますが、地域ごとの温泉の状況につきまして、グラフを基に説明をさせていただきました。

県内は、全体的に近年、揚湯量・温度とも安定した推移を示しており、今後とも、温泉資源の保護という観点から、温泉実態調査を通じて測定を継続していきたいと思っております。

以上になります。

【太田衛生課長】 説明は以上となります。よろしいでしょうか。

それでは、以降の議事進行につきましては、議長にお願いいたします。伴議長、よろしくをお願いします。

【伴部会長】 それでは、これより審議に入りたいと思っております。

本日の審議案件は、知事から意見を求められております第1号議案から第5号議案の動力装置許可申請の5件でございます。

審議は、お手元の議案書の順に進めてまいります。動力装置許可申請については、第1号議案から第5号議案の5件について一括して審議します。

事務局の説明を求めます。

【白鳥衛生課専門主査】 動力装置許可申請について、第1号議案から第5号議案まで一括して御説明します。

第1号議案について、議案書の3頁をお開きください。申請者は、東京都新宿区の株式会社ミドルウッドです。申請場所は、賀茂郡東伊豆町奈良本で保護地域です。具体的な位置については、議案書の6頁から7頁を御覧ください。伊豆急行線 伊豆熱川駅から東へ約160mのところ です。

議案書の3頁にお戻りください。申請理由ですが、休止泉に新たに動力を設置するものです。利用の目的ですが、申請者が経営する旅館施設の浴用として供給するものです。

申請内容ですが、議案書 8 頁を御覧ください。3.7 k w のエアリフトポンプのエア管を 77m の深さに設置し、揚湯試験で安定した揚湯が確認できた範囲内の毎分●●ℓを揚湯するというものです。

議案書の 3 頁から 5 頁をごらんください。申請地付近の状況ですが、「付近の状況」の欄のとおり 200m 以内に利用源泉が 6 本あり、源泉管理者の同意が取れています。

地元の熱川温泉組合から異議ない旨の意見書が提出されています。

事務局といたしましては、申請どおり許可して支障ないものと考えます。

続いて、第 2 号議案です。議案書の 9 頁を御覧ください。申請者は、賀茂郡河津町の七滝温泉供給有限会社です。申請場所は、賀茂郡河津町梨本で準保護地域です。具体的な位置については、議案書の 11 頁から 12 頁を御覧ください。河津七滝ループ橋から北西へ約 830m のところです。

議案書の 9 頁にお戻りください。申請理由ですが、昭和 62 年に毎分●●ℓで許可を取得しておりますが、その後、湧出量を増量して影響調査を行ったところ、周辺源泉への影響が認められなかったことから、水中ポンプのバルブ調節を行い、揚湯量を増量するものです。利用の目的ですが、契約施設の浴用として温泉を供給するものです。

申請内容ですが、議案書 9 頁を御覧ください。3.7 k w の水中ポンプを地表下 99m の深さに設置し、揚湯試験で安定した揚湯が確認できた範囲内の毎分●●ℓを揚湯するというものです。

議案書 9 頁から 10 頁を御覧ください。申請地付近の状況ですが、「付近の状況」の欄のとおり 200m 以内に利用源泉が 3 本あり、源泉管理者の同意が取れています。

地元の河津温泉組合から異議ない旨の意見書が提出されています。

事務局といたしましては、申請どおり許可して支障ないものと考えます。

続いて、第 3 号議案です。議案書の 14 頁を御覧ください。申請者は、熱海市中央町の熱海市です。申請場所は、熱海市西山町で準保護地域です。具体的な位置については、議案書の 16 頁から 17 頁を御覧ください。J R 熱海駅から西北西へ約 1 k m のところです。

議案書の 14 頁にお戻りください。申請理由ですが、掘削後の源泉に動力を設置するものです。利用の目的ですが、市営温泉加入者の浴用として温泉を供給するものです。

申請内容ですが、議案書 18 頁を御覧ください。3.7 k w の水中ポンプを地表下 230.5m の深さに設置し、揚湯試験で安定した揚湯が確認できた範囲内の毎分●●ℓを揚湯するというものです。

議案書 14 頁から 15 頁を御覧ください。申請地付近の状況ですが、「付近の状況」の欄のとおり 200m以内に利用源泉が 1 本あり、源泉管理者の同意が取れています。

地元の熱海温泉組合から異議ない旨の意見書が提出されています。

事務局といたしましては、申請どおり許可して支障ないものと考えます。

続いて、第 4 号議案です。議案書の 19 頁を御覧ください。申請者は、神奈川県横浜市の株式会社南海電設です。申請場所は、伊東市吉田で準保護地域です。具体的な位置については、議案書の 20 頁から 21 頁を御覧ください。伊豆急行線 川奈駅から南へ約 2.2kmのところ です。

議案書の 19 頁にお戻りください。申請理由ですが、未利用源泉に動力装置を設置するものです。利用の目的ですが、新設する宿泊施設の浴用として、温泉を供給するものです。申請内容ですが、議案書 22 頁を御覧ください。15 k w の水中ポンプを地表下 256m の深さに設置し、揚湯試験で安定した揚湯が確認できた範囲内の毎分●●ℓを揚湯するというものです。

議案書 19 頁を御覧ください。申請地付近の状況ですが、「付近の状況」の欄のとおり 200 m以内に源泉はありません。

地元の一般社団法人伊東温泉協会から異議ない旨の意見書が提出されています。

事務局といたしましては、申請どおり許可して支障ないものと考えます。

続いて、第 5 号議案です。議案書の 23 頁を御覧ください。申請者は、静岡県伊豆市修善寺の修善寺温泉事業協同組合です。申請場所は、伊豆市修善寺で保護地域です。具体的な位置については、議案書の 26 頁から 27 頁を御覧ください。伊豆縦貫自動車道修善寺インターチェンジから南西へ約 1.7 k mのところ です。

議案書の 23 頁にお戻りください。申請理由ですが、既存源泉の動力をエアリフトポンプから、水中ポンプへ変更するものです。利用の目的ですが、温泉集中管理により温泉を供給しておりますが、主力源泉のバックアップ源泉として利用し、組合員の浴用として温泉を安定供給するものです。

申請内容ですが、議案書 28 頁を御覧ください。3.7 k w の水中ポンプを地表下 120m の深さに設置し、この地区で安定した揚湯が確認できている範囲内の毎分●●ℓを揚湯するというものです。

議案書 23 頁から 25 頁を御覧ください。申請地付近の状況ですが、「付近の状況」の欄のとおり 200m以内に利用源泉はありません。

事務局といたしましては、申請どおり許可して支障ないものと考えます。

以上で説明を終わりますが、御審議の程よろしく申し上げます。

【伴部会長】 ただいま事務局から議案の説明がありました。委員の皆様の御意見を願いたいと思います。

益子委員どうぞ。

【益子委員】 益子です。議案番号の2のですね、これなんですけれども、影響がないので揚湯量を増加したいということのようですが、そもそもの増量の理由って何でしょうか。

【白鳥衛生課専門主査】 はい。基本的には契約している近隣の旅館や一般家庭へ供給を行っている会社になりますので、供給を安定的に行うために増量が必要になったため、申請に至ったと聞いております。

【益子委員】 要は例えば供給施設が増えたとかそういったことの原因でしょうか。

【白鳥専門主査】 許可が認められれば増える予定とのことですが。

【益子委員】 許可が認められれば増える予定とのことですが、ちょっと本来ね、その前の議案もそうでしたけれども、許可量があってそれに対して新たな動力設置を考えたときに、その許可量以内でも使用量を一応止めているわけですよね。今回みたいな形で、「増やしたい」「はい、どうぞ」というのが妥当なことなのかどうか。そもそも、その許可量を決めたときの経緯、というところまでいきませんが、その許可量の意味するところ、その時にはその程度で申請があったのでそれでよかろうということなのか、それともこれ保護地域だとかそういったところ、今回は準保護地域ですが、決められているわけですからそこでの許可量なのか、そういったこととの兼ね合いの中で、増量の可否というのも決めていかなければいけないのかなと思うんですけれども、その点についてちょっとご意見を願いたいと思います。

【白鳥専門主査】 こちらの申請につきましては、準保護地域ということですので、保護地域の場合は、その地区での総揚湯量を増やさないということで、揚湯量の算出の方法等も、地域の実情に基づいたもので決まっておりますが、準保護地域につきましては、揚湯量については、その増量した分で揚湯試験を行いその結果周辺にも影響がなかったことが確認できた上で、また地元の温泉組合からも同意が得られているということから、事務局でも支障がないと判断しております。

【益子委員】 はい、わかりました。いずれにしましても増量ができるということで、

温泉の有効利用を促進していただきたいなというふうに思いますので、その点のご指導もよろしく願いいたします。

【伴部会長】 ほかに御意見、いかがでございましょうか。特によろしいですか。

(「はい」の声あり)

【杉山委員】 益子先生もおっしゃってたんですけれども、1号議案の井戸ですけれども、揚湯試験で●●1/分しか上がってないものを、許可量が●●1/分っていうのは、●●1/分も揚湯できるんですか。

【白鳥専門主査】 この許可量●●1/分というのは昭和60年の頃の許可量になっております。今回は揚湯試験で揚湯できた●●1/分をそのまま許可量の●●1/分とすることの内容で申請があった次第です。

【杉山委員】 申請が●●1/分ではなくて減るってことですね。

【白鳥専門主査】 はい。

【伴部会長】 ほかに御意見、いかがでございましょうか。定居委員どうぞ。

【定居委員】 議案の1とですね、2の現場に行ってみりました。それで状況をいろいろ聞いた中では、1号の場合は今まで休止してたということで、それを再び汲みあげたいという、ただ単なるそういう理由だけです。それで周りを見ても全く影響ないなという感じを受けましたので、大丈夫かなということを申し上げます。

それから2番目に関してはですね、●●1/分から●●1/分にどうしてなったのかっていう益子先生の意見もあります。それから水中ポンプのことをちょっと質問しました。段数が33段から23段になっていますが、これはどういう訳でこういうふうに少なくなったんだと。なぜかという、最初の頃の33段はどうも昔のプロペラで鋳物だったので、それをステンレスに変えたいんだということと、それによって●●1/分から●●1/分にする理由がですね、現状では末端の温度がどうも低くなっちゃうということで増量をすれば末端が安定した温度になる、という話もちょっと聞いております。これも山の中で準保護地域っていうことでね、河津温泉組合の意見もいろいろ聞いたんですけれども、全く問題ないということ言うておりましたので、大丈夫かなというふうに思ってます。以上です。

【伴部会長】 ありがとうございます。他の議案等についての御意見がありましたらお願いします。

【伴部会長】 ほかに御意見もないようですので、採決に移らせていただきます。Web参加の方、ご異議がある場合は、挙手ボタンでお願いをいたします。

事務局から説明のあった第1号議案から第5号議案につきましては、申請どおり許可することが適当である旨、意見を取りまとめることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【伴部会長】 ありがとうございます。異議もございませんので、そのように決定いたします。それでは、以上をもちまして諮問事項の審議は全て終了しました。御協力ありがとうございました。県におきましては、本日、各委員から出された御意見を今後の温泉行政に反映していただくようお願いをいたします。

これから後の進行については、事務局にお返しします。では、よろしく申し上げます。

【太田衛生課長】 ありがとうございました。本日、各委員から出されましたご意見については、本県の温泉保護行政に反映をさせていきたいと考えております。

それでは、以上をもちまして令和4年度第2回静岡県環境審議会温泉部会を閉会といたします。本日はどうもありがとうございました。Web参加の先生方もありがとうございました。

— 了 —